

リーガルプロテクション

教職員賠償責任保険

専門的業務賠償責任保険普通保険約款+教職員特約条項+初期対応・訴訟対応費用担保特約条項(教職員特約条項用)
+被保険者に関する特約(教職員特約条項用)+教職員間訴訟免責特約条項+サイバー攻撃危険不担保特約条項

団体割引
20%

保険期間

2025年4月1日午後4時～
2026年4月1日午後4時まで（1年間）

募集期間

2025年1月20日～2025年3月7日
中途加入は随時受付しております。
中途加入の保険（補償）期間と保険料等は
パンフレットP.3をご覧ください。

【ご注意】
中途加入の募集を行わない学校生協では、保険始期は4月1日
のみでの募集となります。

■ご加入のお手続き方法

1

加入依頼書に必要事項をご記入・ご署名の上、愛媛県学校生活協同組合連合会までお申込みください。

2

保険料等を保険始期（補償開始日）までにお支払いください。

保険料等の集金方法は所属の学校生活協同組合によりしますので
愛媛県学校生協へご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、契約者（愛媛県学校生活協同組合連合会）は、今年度のパンフレット等に記載の保険料、補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。

なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。



保険料等（年間）

6,080円

※上記は、保険契約の保険料5,880円と制度運営費（200円）の合計です。
※上記保険料は、加入者数1,000人以上の場合の保険料です。
ご加入者数が1,000人を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

保険料等について

保険始期（補償開始日）までに保険料等をお支払いいただきます。
保険料等の集金方法は所属の学校生協によりしますので、
愛媛県学校生活協同組合連合会へご確認ください。

ご加入対象者

学校生活協同組合の組合員である教職員等（*）

* 学校教育法に定める校長および教員、部活動を指導する教育関係の職員、
学校事務職員（学校に勤務する行政職員を含みます）、学校用務員
（学校に勤務する技能職員を含みます）をいいます。

こんなときに保険金をお支払します

教職員等個人に対して下記のような請求がなされた場合に、負担する争訟費用（弁護士費用等）や損害賠償金、諸費用等がお支払いの対象となります。

お支払事例

- 同級生によってケガを負わされた生徒とその保護者が、担当教員に対して、注意義務違反があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。
- クラブ活動の練習中に死亡した学生の親族が、顧問の教員に指導上の過失があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。

教職員等が公務員である場合には、国家賠償法が適用されます。国家賠償法第1条第2項によれば、公務員である教職員等に故意・重過失がなければ、教職員等個人が自ら賠償責任を負うことはありません。しかし、教職員等に故意・重過失がなく、結果的に損害賠償責任を負わない場合であっても、被害者である生徒および保護者は、国・地方自治体とともに教職員等個人を民法709条または415条に基づき訴えることも可能です。このような場合には、教職員等個人としても応訴するための弁護士費用や訴訟費用が必要となります。

初期対応費用（お見舞金）のお支払事例

- 学校内で保護者がお怪我をされ学校長に損害賠償請求がなされた。学校施設の欠陥が原因であったため、初期対応費用としてお見舞金をお支払した。

※本保険の支払い事例ではございません

法律上の損害賠償金および争訟費用の備えを！！

この保険は愛媛県学校生活協同組合連合会を保険契約者とし学校生活協同組合の組合員を被保険者とする教職員賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は愛媛県学校生活協同組合連合会が有します。

このパンフレットは、教職員賠償責任保険の概要をご紹介します。教職員賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、引受保険会社より契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払い条件・ご加入手続、その他、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

教職員賠償責任保険 加入依頼書

※加入依頼書はお手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

ご加入時の確認事項	私は、学校生活協同組合の組合員であることを確認し、団体に対してこの保険契約への加入を依頼します。 また、私は下記記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。
-----------	---

下記項目は必ず全てご記入ください。

※太枠内を訂正する場合は、必ず訂正印押印または訂正署名のうえ、正しい内容をご記入ください。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。
ご加入後に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合はその内容を、被保険者が教職員等でなくなった場合はその日をすみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

加入（変更）依頼日	20 年 月 日	申込区分	新規加入	中途加入	変更	脱退
保険（補償）期間	20 年 月 1 日午後4時 ～ 2026 年 4 月 1 日 午後4時					
学校名						
学校コード					職員番号	
(フリガナ)						
☆加入者(被保険者)氏名	※自署をお願いします。（ご加入時の確認事項確認印兼用）					
(フリガナ)						
住 所	〒 都府 市区 区村 道県 郡 町					
連絡先	TEL（職場） - -			TEL（自宅） - -		
★告知事項申告欄 どちらかに ○をお付けください	1. 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか（過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。）。				はい	いいえ
	2. 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか（過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。）。				はい	いいえ
	上記1～2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容をご記入ください。					
	3. 他の保険契約等の有無（共済契約を含みます。）				あり	なし
		会社名		保険金額（支払限度額）		
		「あり」の場合は太枠内をご記入ください。	なし	保険等の種類	満期日	

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である愛媛県学校生活協同組合連合会は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）を愛媛県学校生活協同組合連合会およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

社内使用欄：募集代理店名および営代コード

■お支払いする保険金の種類・補償（支払）限度額

お支払いする保険金の種類

次のような損害に対して保険金をお支払いします

- 1

争訟費用

1被保険者あたり1請求・保険期間中

5,000万円（支払限度額（合算））

【争訟費用】

請求に関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用のうち、引受保険会社の同意を得て支出した費用

≪例≫

■弁護士費用

・着手金（訴訟の結果にかかわらず弁護士に支払う費用）・弁護士報酬（結果の成功の程度に応じて、成功報酬として支払う費用）・弁護士相談費用（訴訟に先立って行う法律相談に対する費用（争訟に要する費用に限りません。単なる法律相談の費用は、補償の対象外となります。）

・弁護士委任費用（訴訟前に調停の申立などの弁護士を委任する際に必要となる費用） 等

■被保険者に関する住民訴訟による提訴請求に、被保険者が訴訟参加することによって生じた費用 等

【法律上の損害賠償金】

引受保険会社が同意した法律上の賠償責任に基づく賠償金をいい、次のものを除きます。

①税金、罰金、科料、過料、課徴金②懲罰的損害賠償金または倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分③被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金④教職員等業務の結果を保证することにより加重された賠償金⑤不当利得返還金
- 2

初期対応費用

1被保険者あたり1事故

50万円（支払限度額）

（他人の身体障害の見舞金・見舞品費用は被害者1名あたり3万円限度）

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為に伴って、事故（※）が発生した場合に、被保険者がその事故について初期対応を行うために支出した次の費用（その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限りません。）

① 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ② 事故現場の取り片付け費用 ③ 事故現場、身体の障害を被った方の自宅または入院している医療施設に赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用 ④ 通信費 ⑤ 身体の障害を被った方に対する見舞金（香典を含みます。）または見舞品購入費用（被害者1名につき3万円を限度とします。） ⑥ その他①から⑤までに準ずる費用

（※）「事故」とは、次のアからエまでのいずれかの事由をいいます。ア. 他人の身体の障害 イ. 他人の財物の損壊等（財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取または詐欺） ウ. 人格権の侵害（不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害）の原因となると思われる不当行為（不当な身体の拘束、口頭・文書または図画等による表示、または秘密の漏えいのいずれかの行為） エ. 教職員等が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限りません。
- 3

訴訟対応費用

1被保険者あたり1請求

50万円（支払限度額）

損害賠償請求、不当利得の返還請求または住民訴訟による提訴請求の訴えが提起された場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用（その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限りません。）

①交通費または宿泊費 ②事故の再現実験費用 ③意見書・鑑定書の作成費用 ④相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

保険金をお支払いする場合

教職員賠償責任保険は、被保険者（補償を受けることができる方：本保険にご加入いただいた教職員等の方々）が教職員等業務の遂行に起因し、損害賠償請求等を受けた場合において、争訟費用（弁護士費用等）、訴訟対応費用（応訴に必要な文書の作成費用等）または法律上の損害賠償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。また、教職員等業務につき行った行為に伴い、他人の身体の障害等が発生した場合の初期対応費用もお支払いの対象となります。保険期間中に日本国内において次のいずれかの請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①損害賠償請求（※1）
被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為（不作為を含みます。以下同様とします。）に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

②不当利得返還請求（※2）
被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為または受領した給付に起因して被保険者に対してなされた返還請求。

③住民訴訟による提訴請求（地方公務員である教職員等の場合）

地方自治法242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が被保険者の所属する地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求

（※）教職員等業務とは次の業務をいいます。

①教育基本法に規定する教育の目的を実現するために教職員等が行う業務。課外活動を含みます。②学校事務職員として行う業務 ③学校用務員として行う業務

（※1）損害賠償請求については、争訟費用および法律上の損害賠償金が補償の対象となります。

（※2）不当利得返還請求については、争訟費用のみが対象となり、敗訴した場合の「返還金」は対象となりませんので、ご注意ください。

《ご退職後》
被保険者が保険期間中に教職員等でなくなった場合（育児休暇または組合活動への専従により教職員等業務に従事しなくなった場合を含みます。）において、保険期間の末日から5年以内に上記①から③の請求を受けたときは、保険金支払の対象となります。ただし、保険期間末日までに保険契約を脱退した場合を除きます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

【争訟費用、損害賠償金】
被保険者ごとに、次のとおり算出された金額をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

お支払いする保険金

=

① 争訟費用

+

② 法律上の損害賠償金

【初期対応費用・訴訟対応費用】
被保険者ごとに、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

■中途加入時の保険（補償）期間と保険料等

申込日	保険（補償）期間	保険料等（*）	申込日	保険（補償）期間	保険料等（*）
3月8日～4月20日	2025年5月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	5, 590円	8月21日～9月20日	2025年10月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	3, 040円
4月21日～5月20日	2025年6月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	5, 100円	9月21日～10月20日	2025年11月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	2, 550円
5月21日～6月20日	2025年7月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	4, 610円	10月21日～11月20日	2025年12月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	2, 060円
6月21日～7月20日	2025年8月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	4, 120円	11月21日～12月20日	2026年1月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	1, 570円
7月21日～8月20日	2025年9月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	3, 630円	12月21日～1月20日	2026年2月1日午後4時～ 2026年4月1日午後4時	1, 080円

* 上記保険料等欄の金額には保険料の他に、制度運営費（保険期間6ヶ月超の場合：200円、6ヶ月以下の場合：100円）が含まれております。

上記保険料は、加入者数1,000人以上の場合の保険料です。ご加入者数が1,000人を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

保険金をお支払いしない主な場合

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

A. この保険では、次の事由・行為に関してなされた請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、これらの免責規定は、次の①から⑭までの事由または行為が実際に生じまたは行われたと認められる場合に適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに行われるものとします。

①職員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賞金、労働時間その他の労働条件について、差別的または不利益な取扱いを行うこと。

②職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者に不利益を与えること、またはその性的な言動により就業環境を害すること

③職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境を害すること。

④公序良俗に反する行為または給付

⑤被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）

⑥法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為

⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと

⑧給料、俸給、各種手当、報酬等の給与その他の給付が被保険者に違法に支払われたこと

⑨被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、公社債等の売買等を行ったこと

⑩他人に対する違法な利益の供与

⑪被保険者が公務員としてその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為

⑫公務員（法令の規定により公務員とみなされる者を含みます。）に対する違法な公金の支出

⑬供应接待、娯楽または遊興飲食に対する違法な公金の支出

B. この保険では、次の請求に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、これらの免責規定は、次の事由または行為が実際に生じまたは行われたと認められる場合に限らず適用され、それがあったとの申立てがある場合には、保険金をお支払いできません。

①保険証券記載の遡及日より前に学校の設置者に対して提起されていた訴訟の中で申し立てられていた事実と同一または関連する事実から起因する請求 ②この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となった行為に起因する一連の請求 ③この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事実から起因する一連の請求 ④医療行為等法令により特定の有資格者以外行っことが禁じられている所定の行為に起因する請求 ⑤学校の設置者、教職員等または他の被保険者からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求（求償を含みます。）。ただし、次のいずれかの場合を除きます。ア. その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合 イ. 学校の設置者が住民訴訟による提訴請求の結果として被保険者に対して請求（求償を含みます。）を行う場合 ウ. 学校の設置者が国家賠償法第1条第2項に基づいて被保険者に対して求償権を行使する場合

C. この保険では、次の事由によって生じる損害に対しては、保険金をお支払いできません。

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波または高潮 ③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（ただし、医学的・産業的な利用に供される放射性同位元素が、法令に従って使用・貯蔵・運搬されている間に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害を除きます。） ④汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出もしくは廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理またはそれらのおそれ⑤汚染浄化費用またはこれによる損失⑥自動車、原動機付自転車、航空機、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理 ⑦サイバー攻撃

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求者の氏名、最初に請求を知ったときの状況、申し立てられている行為、原因となる事実その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、請求がなされるおそれがあるとして通知された事実または行為に起因して請求がなされた場合は、通知の時に請求があったものとみなします。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険には、被保険者が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」がごさいません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

事故発生時のご連絡先

東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス部 火災新種損害サービス室第1チーム

TEL.03-3515-7533 受付時間 平日9時～17時

お電話の際には「学校生活協同組合で教職員賠償責任保険に加入している」旨をお伝えください。

ご加入にあたってのご注意

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。＊代理店には、告知受領権があります。

＜通知義務＞

ご加入後にご加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合はその内容を、被保険者が教職員等でなくなった場合はその日をすみやかにご加入の代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

（１）ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。

（２）ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。

（３）以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者または被保険者が引受保険会社にごこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合

・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に關し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等

＜他の保険契約等がある場合＞

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払します。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた

保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

＜補償の重複に関するご注意＞

・補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

＜加入者票＞

加入者票が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませようお願いいたします。

＜代理店の業務＞

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

＜次回更新契約のお引受け＞

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りすることがあります。

＜保険会社破綻時の取扱い＞

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（＊））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。

（※）ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター （指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808（通話料有料）IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

お問い合わせ先

＜取扱代理店＞

愛媛県教育用品株式会社

〒790-8023

愛媛県松山市清水町3-82

TEL：089-925-0555（受付時間 平日9：00～17：00）

FAX：089-924-4435

＜引受保険会社＞

東京海上日動火災保険株式会社

（担当）愛媛支店法人支社

〒790-8561

愛媛県松山市本町2丁目1-7

TEL：089-915-0077（受付時間 平日9:00～17:00）